

京都市告示第444号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年11月30日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
久多広河原線	左京区久多宮の町1番地の1地先内	旧	メートル 34.90	メートル 5.37 ~ 8.60
		新	34.90	5.37 ~ 8.60

- 2 道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
久多4号線	左京区久多中の町362番地地先から 同町93番地の1地先まで	旧	メートル 627.90	メートル 2.90 ~ 7.70
		新	627.90	5.71 ~ 11.40

(建設局土木管理部道路明示課)